

重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限
(蕨野の棚田地区)

1-1 届出対象行為

| 行為の種類 | | 規模 |
|--------------------------------|--|-----------------------|
| 建築物 | 新築、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替または色彩の変更をいう。） ただし、地下に設ける建築物の建築等は除く。 | ・すべての規模の行為を届出対象とする。 |
| 工作物 | 新設、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替えまたは色彩の変更をいう。） ただし、地下に設ける工作物の建設、仮設の工作物の建設等、農業または林業を営むための工作物（高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンク等を除く）の建設等を除く。 | ・すべての規模の行為を届出対象とする。 |
| 開発行為 | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | ・開発区域の面積が10,000㎡以上のもの |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更 | ただし、農業または林業を営むために行う土地の形質の変更（土地の開墾を除く）、幅員が2m以下の用水路または幅員が2m以下の農道・林道の設置を除く。 | ・すべての規模の行為を届出対象とする。 |
| 木竹の伐採または植栽 | ただし、間伐、危険木の伐採、施設の保守のために必要な伐採その他の通常の維持管理行為及び仮植した木竹または測量、実施調査等の支障となる木竹の伐採、農業または林業を営むために行う木竹の伐採（皆伐を除く）または植栽を除く。 | ・すべての規模の行為を届出対象とする。 |
| 水面の埋立て | | ・すべての規模の行為を届出対象とする。 |

1-2 行為の基準

| 項目 | 基準 |
|---------|---|
| 建築物・工作物 | 基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、地域の景観的特長の増進に資する配置や形態、素材、意匠、工法、色彩によるものとする。 ・まち並みが形成されている地域における場合には、まち並みとの調和及び連続性に配慮した配置及び形態・意匠、色彩とするよう努める。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであると同時に、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとする。 |
| | 配置 <ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形・樹木その他景観的特長を活かした配置に努める。 ・良好な沿道景観を形成するため、道路から後退しオープンスペースの確保に努める。 ・作業小屋等は、景観への影響が大きな位置を避けて設置するよう努める。 |
| | 形態 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うことにより、景観に与える威圧感の軽減に努める。 ・作業小屋等は、景観への影響が少ない高さとするよう努める。 |
| | 素材 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、かつ長期間にわたって良好な景観を維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた材料を用いるよう努める。 |
| | 意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に調和し、全体的に統一感のある意匠とするよう努める。また、同一敷地内の複数の建築物等についても、景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとするよう努める。 |
| | 色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避け、落ち着いた色を用いるよう努める。 |
| | 外構・設備 <ul style="list-style-type: none"> ・外構は、地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化に努める。 ・柵・塀などを設ける場合には、建築物本体と調和するように形態や色彩を工夫し、地域の景観になじむように配慮する。 ・付帯施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫などは、地域の景観に調和するように形態や色彩を工夫し、緑化などによる修景に配慮する。 |
| | 屋外駐車場等 <ul style="list-style-type: none"> ・その位置、デザインに配慮するとともに、積極的な緑化に努めること。 |
| | 植栽 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。 |
| 開発行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむよう配慮する。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。 ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・稜線や、行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては、既存の地形や地勢、樹木の保全に努める。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周辺の景観になじむものとするよう努める。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特性の継承を図るよう努める。 ・開発後及び開発中の地形や地勢及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹 |
| 開発行為 | |

| 項目 | 基準 |
|--------------------------------|--|
| | 木の保全または植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減するように努める。 |
| 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更 | <p>(開発行為に対する基準に加え、以下の基準を適用する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道・耕作道は、整備する素材や設置場所、規模など、地域の景観に配慮したものとする。 ・石垣の新設・修復にあたっては、工法、素材などを地域の伝統や歴史に配慮するよう努める。 ・棚田の耕作形態を変更しないよう努める。 ・信仰に関わる施設（石造物、建造物等）の保存を行うこと。 |
| 木竹の伐採または植栽 | <ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地の森林の適切な回復、育成を行い、土砂災害の防備及び生態系の保全に努める。 ・植栽にあたっては、現状の植生区分に従うよう努める。 ・地形の改変を行わないように配慮した森林施業に努める。 |
| 水面の埋立て | <ul style="list-style-type: none"> ・現状の水利システムの維持を第一に考え、適切な維持管理・補修を行いつつ現状地形の保存を図ること。 |

重点区域の良好な景観の形成のための行為の制限
(城内地区・曳山通り)

2-1 届出対象行為

| 行為の種類 | | 規模 |
|--------------------------------|---|---------------------|
| 建築物 | 新築、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替えまたは色彩の変更をいう。） ただし、地下に設ける建築物の建築等を除く。 | ・すべての規模の行為を届出対象とする。 |
| 工作物 | 新設、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替えまたは色彩の変更をいう。） ただし、通常望見できない場所に設置する工作物の建設等、個人の専用住宅及び兼用住宅の敷地に設置する当該住宅のための電気供給または有線電気通信のための電線路及び支持物で高さが7m未満のもの建設等を除く。 | |
| 開発行為 | 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 | ・開発区域面積が3,000㎡以上のもの |
| 土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更 | | ・行為に係る面積が100㎡以上のもの |
| 木竹の伐採（城内地区のみ） | | ・樹高が10m以上のもの |

※あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定の区域は届出の対象外とする。

2-2 行為の基準

行為の基準として、景観を守っていくために必ず守る必要がある景観形成基準と、景観をつくり育ていくために推奨する推奨基準を以下のとおり定める。

■ 2-2-1 城内地区の景観形成基準(必ず守る基準)

| 項目 | | 基準 |
|--------------------------------|--|---|
| 建築物・工作物 | 屋根 | ・屋根の色彩は落ち着いた色とし、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。有彩色はマンセル値で彩度4以下、明度6以下とする。無彩色はN6.5以下とする。 |
| | 外壁 | ・外壁の色彩は落ち着いた色とし、マンセル値で彩度4以下とする。ただし、着色を施していない自然素材は除く。 ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くないように努めること。 |
| | 設備 | ・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。 |
| | 自動販売機 | ・自動販売機の色彩は焦げ茶色（ダークブラウン）とする。 |
| | 鉄塔・電柱・街路灯柱・カーブミラー柱等 | ・鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等の工作物は、唐津城への眺望を阻害しないように配慮した設置箇所、高さとし、周辺の景観に配慮した形態意匠及び焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とする。 |
| 開発行為 | ・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむよう配慮する。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 | |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更 | ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。 ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては既存の地形や地勢、樹木の保全に努める。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周辺の景観になじむものとするよう努める。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特性の継承を図るよう努める。 ・開発後及び開発中の地形や地勢及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全または植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減するよう努める。 | |
| 屋外における物件の堆積 | ・堆積物が通りから見えないうように遮蔽するなどの工夫をする。 | |

■ 2-2-2 城内地区の推奨基準

| 項目 | | 基準 |
|---------|--|---|
| 建築物・工作物 | 形態・意匠 | ・周辺の歴史的建造物や町並みに調和するよう配慮する。 |
| | 屋根 | ・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）で日本瓦を使用する。 |
| | 外壁 | ・素材に自然素材（木材・漆喰等）を使用する。 ・地元産の木材など、地産素材を積極的に活用する。 |
| | 設備 | ・室外機や屋上の設備機器などは、原則、通常望見できる部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、町並みに調和するものとする。 |
| | 外構等 （道路境界） | ・やむを得ず、駐車スペースを建物の壁面を後退させて設ける場合や一階部分に設ける場合等には、道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、現在の町並みの壁面線や生垣等と連続性を持たせるものとする。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣のものとする。 ・生垣は、ヤダケ、ホウライチクを用いた笹垣を基本とする。 |
| | 夜間照明 | ・玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、落ち着いた雰囲気を出すよう配慮する。 |
| その他 | ・その他の工作物は、周辺との調和を図り、色彩は原色を避け落ち着いた色彩を使用することとする。 | |
| 木竹の伐採 | ・町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合は、樹木の保護に努める。 | |

■ 2-2-3 曳山通りの景観形成基準(必ず守る基準)

| 項目 | | 基準 | |
|--------------------------------|---|---|----|
| | | 曳山巡行路沿線 | 周辺 |
| 建築物・ 工作物 | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色彩は無彩色とし、マンセル値でN6.5以下とする。 | |
| | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、白・灰・茶系を基本とし、マンセル値で彩度4以下とする。ただし、着色を施していない自然素材を除く。 ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、3色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くなるように努めること。 | |
| | 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。 | |
| | 自動販売機 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の色彩は焦げ茶色（ダークブラウン）とする。 | |
| | 鉄塔・電柱・街路灯柱・カーブミラー柱等 | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等の工作物は、唐津城への眺望を阻害しないように配慮した設置箇所、高さとし、周辺の景観に配慮した形態意匠及び焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とする。 | |
| 開発行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむよう配慮する。 ・眺望点からの眺望に配慮したものであること。 | | |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものではないこと。 ・既存の地形・樹木などの自然条件を活かした造成とし、景観上の違和感を生じさせる様態を避ける。 ・行為の結果生じる法面前面及び頂部などの眺望景観上重要な部分においては既存の地形や地勢、樹木の保全に努める。 ・生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周辺の景観になじむものとするよう努める。 ・開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特性の継承を図るよう努める。 ・開発後及び開発中の地形や地勢及び景観が、地域の景観と不調和である場合には、樹木の保全または植栽などにより、隠ぺいを図るとともに、景観に与える影響を低減するよう努める。 | | |
| 屋外における物件の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。 | | |

■ 2-2-4 曳山通りの推奨基準

| 項目 | | 基準 |
|---------|--|--|
| 建築物・工作物 | 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歴史的建造物や町並みに調和するよう配慮する。 |
| | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）で日本瓦を使用する。 ・前面道路に対して平入りの屋根形状を基本とする。 |
| | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、現在の町並みの壁面線と連続性を持たせるように設置する。 ・素材に自然素材（木材・漆喰等）を使用する。 ・地元産の木材など、地産素材を積極的に活用する。 |
| | 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・室外機や屋上の設備機器などは、原則、通常望見できる部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、町並みに調和するものとする。 |
| | 外構等 (道路境界) | <ul style="list-style-type: none"> ・建物や車庫の軒を1階部分に設けることとし、現在の町並みの壁面線、軒線等と連続性を持たせるように設置する。 ・素材は、日本瓦またはこれに調和する素材・デザインのものとする。 ・高さ・長さ等は周辺の町並みの連続性に配慮したものとする。 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず、駐車スペースを建物の壁面を後退させて設ける場合や一階部分に設ける場合等には、道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、現在の町並みの壁面線や軒線等と連続性を持たせるものとする。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣とする。 ・生垣は、葉の触れ合う程度に列植することとする。 |
| | 夜間照明 | <ul style="list-style-type: none"> ・玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、落ち着いた雰囲気演出するよう配慮する。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・その他の工作物は、周辺との調和を図り、色彩は原色を避け落ち着いた色彩を使用することとする。 | |

2-3 町内住民の理解（周辺の景観との調和）

以下に掲げる一定規模以上の建築行為等を行う場合は、周辺地域の景観との調和について、届出前に行為を行う町内の住民に対して説明会を開催し、町内住民の理解を得るものとする。

| 項目 | 城内地区 | 曳山通り | |
|--|---|--|------|
| | | 曳山巡行路沿線 | 周辺地区 |
| 建築物 工作物 | 高さが15m以上、 または敷地面積が1,000 m ² 以上のもの | 高さが18m以上、 または敷地面積が1,000 m ² 以上のもの | |
| 開発行為 | 開発区域面積が3,000 m ² 以上のもの | | |
| 土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の採掘、 その他の土地 の形質の変更 | 行為に係る面積が1,000 m ² 以上のもの | | |
| 木竹の伐採 | 樹高が10m以上のものの 伐採 | | |

※ただし、次のものは対象外とする。

「個人の専用住宅」・「非住宅部分の床面積が50 m²以下の個人の兼用住宅」の建築、外観の変更で過半未満のもの、電柱・電線等の設置で高さが20m未満のもの